

【第三者加害行為】

第三者加害行為について

思わぬ災難に遭ってしまい、けがの治療に組合員証を使う場合は、
共済組合にご連絡をお忘れなく！

組合員や被扶養者の方が交通事故、他人から暴力行為等「第三者加害行為」により負傷した場合の治療費は、原則として相手方（加害者）の負担になります。

ただし、下記に該当する場合は、組合員証を使って治療を受けることができます。

- 相手が不明の場合
- 治療費をただちに相手に負担させることが困難な場合
- 組合員（被扶養者）の過失が大きい場合

※共済組合が加害者に代わって医療機関に支払った治療費などは、後日、共済組合から加害者に請求（求償）することになります。そのため、「損害賠償申告書」「交通事故証明書」などの書類を提出していただきます。

問合せ先

給付貸付課短期給付係

03-5320-6827